



川崎市商店街連合会 主催

インボイス制度説明会

インボイスってナニ？ インボイス制度ってナニ？

令和5年10月1日から、複数税税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されます。今回、インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点について、講師が分かりやすく説明します。

【日時】

7月1日（金）

13：30～

30名 先着順（電話又はメールで）

【場所】

川崎市産業振興会館 11階 第6会議室

（川崎市幸区堀川町66-20）

【講師】

川崎南税務署
上席国税専門官
青木 洋一氏



連絡先
一般社団法人川崎市商店街連合会

TEL : 044-548-4107

Mail : k-shouren@tiara.ocn.ne.jp